

## 財政援助団体等監査公表

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月10日

天童市監査委員 奥山吉行

天童市監査委員 水戸芳美

### 記

1 監査の期間

令和8年1月6日～令和8年3月5日

2 監査の対象

令和6年度天童市地域子育て支援拠点事業費補助金に係る事務執行状況  
(株式会社檜の木学園)

監 第 125 号  
令和8年3月10日

天 童 市 長 様

天童市代表監査委員 奥 山 吉 行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監 査 対 象            令和6年度天童市地域子育て支援拠点事業費補助金に係る事務執行状況（株式会社檜の木学園）
- 2 監 査 執 行 者            監査委員 奥山 吉行  
                                 監査委員 水戸 芳美
- 3 監査の実施方法及び日程
  - (1) 書類審査並びに質問に対する回答及び口頭による確認
  - (2) 令和8年1月6日～令和8年3月5日
- 4 監査の着眼点            総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める「監査等の実務ガイドライン第3編第3章 監査等の着眼点」を参考にした。
- 5 主な実施内容            提出された資料に基づき、財務関係諸帳簿その他関係書類の照合調査をするとともに、関係職員の説明を聴取する方法等により監査を実施した（抽出検査によるものもある。）。
- 6 監 査 の 結 果            補助事業を実施している施設内で他の収益事業を行っているが、施設の管理運営に要する経費について按分を行わず、全てを補助事業の経費としていた。